

合併協議会だよりでは、今号から、新市の制度をお知らせしてまいりますので、大切に保存してご活用ください。

- 新市になると
- 住所表示の変更に伴う手続き
- 公立小中学校の名称

**編集 / 発行**

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
 栃木市入舟町7番26号(栃木市役所内)  
 TEL: 0282-21-2404 FAX: 0282-21-2407  
 ホームページ: <http://www.totigi-gappei.jp/toft/>

## 新市になると

合併協議会等における協議結果をもとに定める新市の各種制度として、今号では、「税金」、「保育料」、「介護保険」、「上下水道料金」、「家庭ごみの収集」、「斎場の利用」、「消防団」についてお知らせします。

### ❖ 税金に関しては？

新市の市税等は次のとおりとなります。(納期については次ページの一覧参照)

#### 個人市民税

税率：合併前後で変わりません。  
 納期：大平町、藤岡町、都賀町の方は、普通徴収の納期に一部変更があります。  
 なお、特別徴収は現行のとおりです。

#### 固定資産税

税率：合併前後で変わりません。  
 納期：栃木市、大平町、藤岡町の方は一部変更があります。  
 ※平成22年度分は、合併前の旧市町ごとに納税通知書を作成し発送します。二つ以上の旧市町にそれぞれ固定資産をお持ちの方には、複数枚の通知書が届きます。

#### 都市計画税

税率：合併前後で変わりません。  
 ただし、5年以内に再編の予定です。  
 納期：新市の固定資産税の納期と同様。  
 ※課税区域は現行のとおりとなります。

#### 法人市民税

税率、納期とも合併前後で変わりません。

#### 軽自動車税

税率：大平町、藤岡町、都賀町の方は一部変更があります。(小型特殊自動車のみ)  
 納期：合併前後で変わりません。

《新市の軽自動車税の税率》

◆原動機付自転車	
排気量50cc以下のもの	1,000円
二輪(排気量90cc以下)	1,200円
二輪(排気量125cc以下)	1,600円
三輪以上のもので排気量20ccを超えるもの(ミニカー)	2,500円
◆軽自動車	
二輪のもの(側車付のもの含む)	2,400円
三輪のもの	3,100円
四輪以上のもの	
乗用(営業用)	5,500円
" (家用)	7,200円
貨物(営業用)	3,000円
" (家用)	4,000円
◆小型特殊自動車	
農耕作業用	1,600円
その他のもの	4,700円
二輪の小型自動車	4,000円
※現在ご利用のナンバープレートは、そのままご利用いただけます。	

▶ 次ページに続きます。

## ❖ 税金に関しては？（前ページからの続き）

### 国民健康保険税

**税率：**合併前後で変わりません。  
ただし、合併後2年以内に統一した税率となる  
予定です。  
**納期：**大平町、藤岡町、都賀町の方は、普通徴収の  
納期に一部変更があります。

### 後期高齢者医療保険料

**税率：**合併前後で変わりません。  
**納期：**大平町、藤岡町、都賀町の方は、普通徴収  
の納期に一部変更があります。

### その他

- ◆督促手数料は100円になります。
- ◆固定資産税等の前納報奨金は廃止になります。
- ◆軽自動車税はコンビニでお支払いいただくことが  
可能になります。(納期限内に限る)
- ◆口座振替をご利用の方は、合併に伴う改めでの  
手続きは必要ありません。
- ◆現在、各市町から送付されている納税通知書は新市  
においてもご利用いただけます。
- ◆市税の証明・閲覧申請書の様式が変更になります。  
また、申請の際に、本人が確認できる身分証明書  
(運転免許証、保険証等)が必要となります。

### 平成22年度 新市の市税等の納期一覧

( )は納期限日・口座振替日です。

月	個人市県民税		国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料		固定資産税 都市計画税	軽自動車税
	(普通徴収)	(年金徴収)	(普通徴収)	(年金徴収)		
4月		4月 仮徴収		4月 仮徴収		
5月					1期 (5月31日)	全期 (5月31日)
6月	1期 (6月30日)	6月 仮徴収		6月 仮徴収		
7月			1期 (8月2日)		2期 (8月2日)	
8月	2期 (8月31日)	8月 仮徴収	2期 (8月31日)	8月 仮徴収		
9月			3期 (9月30日)		3期 (9月30日)	
10月	3期 (11月1日)	10月 本徴収	4期 (11月1日)	10月 本徴収		
11月			5期 (11月30日)		4期 (11月30日)	
12月	4期 (1月4日)	12月 本徴収	6期 (1月4日)	12月 本徴収		
1月			7期 (1月31日)			
2月		2月 本徴収	8期 (2月28日)	2月 本徴収		
3月			9期(随時) (3月31日)			



栃木市税務課 TEL21-2121  
藤岡町税務課 TEL62-0902

大平町税務課 TEL43-9208  
都賀町税務課 TEL29-1102

## ❖ 保育料に関しては？

### 保育料（月額）

平成22年度から新市として統一された新たな基準で保育料が算出されます。  
詳しくは、各市町の担当課までお問い合わせください。

### 特別保育の料金

平成22年度から次のとおりになります。

《特別保育の料金》

- ◆延長保育料（公立）（1日） 200円  
※上限月額2,500円
- ◆休日保育料（月額） 2,000円
- ◆病後児保育料（日額） 2,000円
- ◆一時保育料（公立）
  - ・3歳未満（日額） 2,000円
  - ・3歳以上（日額） 1,500円

### 第3子以降の保育料

新市では第3子以降の保育料は無料になります。  
(特別保育料は除く。)



#### 《お問合せ》

栃木市 ども課 TEL21-2518  
大平町 保険児童課 TEL43-9223  
藤岡町 福祉環境課 TEL62-0905  
都賀町 保健福祉課 TEL29-1104

## ❖ 介護保険に関しては？

### 介護保険料

平成23年度までは、現在お住まいの各市町の保険料が継続されます。

### 介護保険被保険者証等

合併時の住所変更等に伴う取扱いは次のとおりです。

- ◆大平町、藤岡町、都賀町の方
  - ・平成22年3月中に新しい住所の被保険者証等を郵送しますので、3月29日からは、新しいものをお使いください。
- ◆現栃木市の方
  - ・現在の被保険者証等を引き続き利用できます。

### 介護保険の認定申請や相談

新市の本庁、各総合支所(旧町役場)で申請や相談を行うことができますので、合併前後で変わりません。



#### 《お問合せ》

栃木市 高齢福祉課 TEL21-2531  
大平町 健康福祉課 TEL45-1788  
藤岡町 健康増進課 TEL62-0904  
都賀町 保健福祉課 TEL29-1104

## ❖ 上下水道に関しては？

新市の上下水道の料金等は次のとおりとなります。

### 水道料金・水道加入金に関して

**料金：**合併前後で変わりません。ただし、市町間で料金体系に違いがありますので、合併後5年を目途に再編していきます。  
**支払：**合併前後で変わりません。

### 農業集落排水施設使用料・受益者負担金に関して

**料金：**合併前後で変わりません。ただし、市町間で料金体系に違いがありますので、合併後5年を目途に再編していきます。  
**支払：**合併前後で変わりません。

### 下水道使用料・受益者負担金に関して

**料金：**合併前後で変わりません。ただし、市町間で料金体系に違いがありますので、合併後5年を目途に再編していきます。  
**支払：**都賀町の受益者負担金の納期は変更になります。受益者負担金の納期は平成23年度から統一される予定です。

### その他

- ◆受益者負担金・分担金の督促手数料は100円になります。
- ◆上下水道工事店に関して、申込みに関する手数料及び手続きについては、変更となるものがありますので、詳しくはお問い合わせください。
- ◆農業集落排水施設使用料・受益者負担金は、下水道使用料・受益者負担金の取扱いと同様です。



#### 《お問合せ》

栃木市	水道課	TEL25-2100	大平町	水道課	TEL43-9221
	下水道課	TEL20-5711		下水道課	TEL43-9224
藤岡町	上下水道課	TEL62-0913	都賀町	水道課	TEL29-1108
				水管理課	TEL29-1109

## ❖ 家庭のごみ収集に関しては？

**指定ごみ袋、分別のルール、収集頻度などは合併前後で変わりません。**

なお、粗大ごみの個別収集に関する手数料に一部変更と収集申込みについてご注意ください点がありますので次のとおりお知らせします。

また、具体的な収集日や分別のルールは、広報折込み等で配布される「ごみの分別表」や「収集カレンダー」でご確認ください。

### 《粗大ごみ収集までの流れ》

#### ①事前申込み

- ・環境担当課に収集の手数料を添えて申し込みます。
- ・手数料納入済証(シール)を受け取ります。

※申込みは地域ごと(旧市町単位)に異なります。  
現・栃木市の方は本庁舎、3町の方は各総合支所(旧役場)です。



#### ②ごみ出し

- ・粗大ごみに①で申込みの際に受け取った「シール」を添付します。
- ・収集日には、収集に支障のない場所に出します。

※収集日は地域ごと(旧市町単位)に異なります。

### 《粗大ごみ収集の手数料》

- ◆容量及び重量が比較的少なく収集効率が良いもの(自転車・いす等) 500円
- ◆容量及び重量が標準的なもの(ステレオ、机、家具等) 1,000円
- ◆容量及び重量が比較的多く収集効率が悪いもの(ベッド、大型家具等) 3,000円
- ◆容量及び重量が多く収集効率が極めて悪いもの(応接セット、ダブルベッド等) 4,000円
- ◆家電リサイクル法に規定する特定家庭用機器
  - ①テレビ(16インチ未満) 1,000円
  - (16インチ以上) 2,000円
  - (32インチ以上) 3,000円
  - ②洗濯機・衣類乾燥機 2,000円
  - ③冷蔵庫(151ℓ未満) 2,000円
  - 及び冷(151ℓ以上) 3,000円
  - 凍庫(300ℓ以上) 4,000円
  - ④エアコン 3,000円

## ❖ 斎場の利用に関しては？

新市の斎場利用については次のとおりとなります。

### 栃木市斎場を利用する場合

料金：大平町、藤岡町、都賀町の方は、火葬場の使用料が無料になるなど一部取扱いに変更があります。

《栃木市斎場の利用料金》

主な種別		単位等	使用料(新市の市民)
火葬場	大人	1体	無料
	小人	1体	無料
待合室	和室	1室(2時間以内)	3,000円
霊きゅう車		往路1回	4,500円
		復路1回	1,500円

### 佐野斎場を利用する場合(主に藤岡町の方)

合併前後で取扱いは変わりません。

藤岡町の方は、これまでどおり佐野斎場をご利用いただけます。

なお、栃木市、大平町、都賀町の方がご利用になる場合には、これまでどおり火葬場の使用料が有料となりますので、ご注意ください。



栃木市環境課

TEL21-2603

大平町生活環境課

TEL43-9211

藤岡町福祉環境課

TEL62-0905

都賀町保健福祉課

TEL29-1105

## ❖ 消防団に関しては？

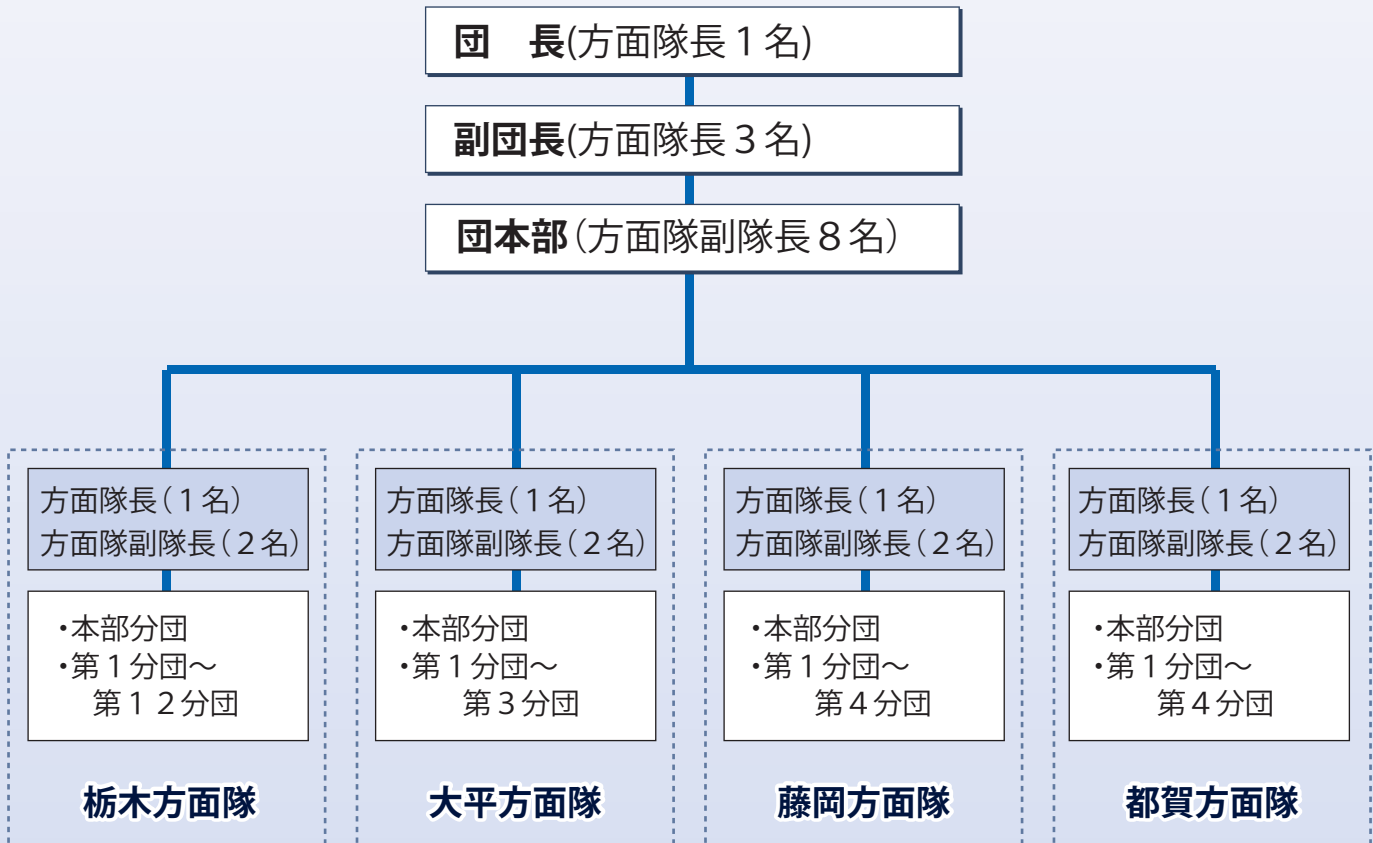
1市3町の消防団は、新市が発足する平成22年3月29日から、1つに統合して、新たに「**栃木市消防団**」となります。

新しい「**栃木市消防団**」は、4つの方面隊で構成し、現在の1市3町の消防団は、それぞれ、「**栃木方面隊**」、「**大平方面隊**」、「**藤岡方面隊**」、「**都賀方面隊**」という名称になります。

各方面隊の分団及び部は、方面隊ごとの一連の番号とし「**栃木市消防団〇〇方面隊〇〇分団第〇部**」となります。

なお、消防団員の定数は、1市3町の現在の定数を維持し、合計で933名です。

### 栃木市消防団組織図



### ☎ 《お問合せ》

栃木市総務課

TEL21-2311

大平町総務課

TEL43-9204

藤岡町総務企画課

TEL62-0900

都賀町総務課

TEL29-1100

## 住所表示の変更に伴う手続き（前号の続き）

前号に引き続き、住所表示の変更に伴う手続きについてお知らせします。

なお、掲載されていない項目や手続きの詳細については、業務関連機関に直接お問合せください。

### ❖ 県の関係

○次の項目は手続きの必要はありません。（主なものを掲載）

分類	項目	
住民生活	自動車保管場所証明(車庫証明)	
保健・医療 福祉・衛生	一般特定疾患重症認定	小児慢性特定疾患医療受給券
	養育医療券	育成医療券
	戦傷病者手帳	医師、歯科医師免許
	保健師、助産師、看護師免許	理容師、美容師(免許証又は免許証明書)
	あん摩マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師(免許証又は免許証明書)	
建設業等	建設業の許可	競争入札参加資格
	建築士事務所の登録	二級建築士、木造建築士の登録
	宅地建物取引業免許	

○次の項目は手続きの必要はありませんが、一部、取扱いにご注意いただくものです。

項目	必要な手続き等	県の窓口
パスポート(旅券)	住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所を自分で訂正してください。(ただし、他ページに書き込むことはしないでください。)	県旅券センター Tel028-638-3811 県南県民センター Tel0282-23-8008
公的個人認証電子証明書	そのまま利用できます。ご希望される方は、有料で、合併後に新市名の証明書の再発行を受けることができます。	(新市の本庁舎及び総合支所で再発行されます。)
自動車運転免許	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に手続きをしてください。なお、更新前に変更を希望される方は、右記の窓口で手続きをしてください。	運転免許センター Tel0289-76-1100 栃木警察署 Tel0282-25-0110 藤岡警察署 Tel0282-62-0110

○次の項目は、手続きが必要となるものです。（手数料は無料）手続きの詳細については、表に記載の窓口までお問合せください。なお、手続きにあたって、住所表示の変更を証する「証明書」が必要になる場合は、合併日以降に新市の本庁舎及び総合支所等において交付を受けてください。（発行は無料）

分類	項目	必要な手続き等	現在の担当課
法人関係	学校法人の寄附行為	合併日以降、寄附行為の変更をしたときに遅滞なく、「寄附行為変更届」を提出してください。	県文書学事課 Tel028-623-2050
	宗教法人の登記事項	合併日以降、規則変更後に「事務所の所在地変更届」を提出してください。	
	私立学校の学則 (学則に学校の位置を記載している場合)	合併日以降、学則を変更しようとするときに、「学則変更届」を提出してください。	
	特定非営利活動法人の定款変更	合併日以降、定款の事務所所在地変更を行った場合、届出が必要です。(届出は所管の行政庁に行ってください。)	県民文化課 Tel028-623-2580 (栃木市市民生活課、又は内閣府の場合もあり)
	社会福祉法人の定款変更	合併日以降、定款(事務所の所在地)の変更を行ったとき遅滞なく変更届を提出してください。	県の法人所管課 (医事厚生課、高齢対策課、障害福祉課、こども政策課)
医療法関係	病院・診療所開設等	【法人が開設する診療所】 合併日までに、開設許可事項中一部変更許可申請書を提出してください。 【個人が開設する診療所】 合併後10日以内に、開設届出事項中一部変更届を提出してください。	県南健康福祉センター Tel0285-22-0302
	医療法人の認可	定款を変更した時に、医療法人定款一部変更認可申請書を提出してください。	
柔道整復師法関係	施術所の届出	合併日後10日以内に、変更届書を提出してください。	

分類	項目	必要な手続き等	現在の担当課
あん摩 マッサージ 指圧師、はり師、 きゅう師等 に関する法律	施術所の届出	合併日後10日以内に、変更届書を提出してください。	県南健康福祉センター Tel.0285-22-0302
各種医療従事者 養成施設関係	養成所の指定	合併日後1ヵ月以内に、変更届書を提出してください。	県医事厚生課 Tel.028-623-3047
介護保険関係	介護サービス 事業者の指定	以下の場合は、合併日後10日以内に変更届の提出が必要です。 ・合併後の新市のうち、一部を限定して実施地域とする場合 (例：合併前に大平町を実施地域としていた事業所が、新市においても旧大平町の地域のみで事業を実施するとき)	県南健康福祉センター Tel.0285-22-0302
工業関係	登録電気工事業の 登録	合併日後30日以内に、「登録事項等変更届出書」に登録証を添付して提出してください。	県工業振興課 Tel.028-623-3198
	みなし登録電気工 事業の登録	合併日後30日以内に、「電気工事業に係る変更届出書」に受理証を添付して提出してください。	
水産業協同 組合法	水産業協同組合の 定款	合併日以降、定款(組合の地区、事務所所在地の名称)を変更したとき、変更届を提出してください。	県生産振興課 Tel.028-623-2328
飼料安全法	飼料・飼料添加物 製造業者届	合併日後1ヵ月以内に、「届出事項変更届」を提出してください。	県畜産振興課 Tel.028-623-2344
	飼料・飼料添加物 販売業者届	合併日後1ヵ月以内に、「届出事項変更届」を提出してください。	農業環境指導センター Tel.028-626-3086
家畜市場関係	家畜市場の登録	合併日後2週間以内に、「登録事項変更届出書」を提出してください。	県畜産振興課 Tel.028-623-2344
博物館法関係	博物館の登録	合併日以降直ちに、「博物館登録申請書変更届」に係る書類を添付して提出してください。	県生涯学習課 Tel.028-623-3408
自動車指定 関係	緊急自動車指定証	記載事項変更届をしてください。	栃木警察署 Tel.0282-25-0110 藤岡警察署 Tel.0282-62-0110
	緊急自動車届出 確認証		
	道路維持作業用 自動車指定証		
	道路維持作業用 自動車届出確認証		
各種免許等	家畜商免許	合併日以降速やかに、登録変更申請書を提出してください。	県畜産振興課 Tel.028-623-2344
	不動産鑑定士(補)の 登録	合併日以降遅滞なく、変更登録申請書に新市が発行する住所変更の証明書等を添付して提出してください。	県地域振興課 土地利用調整班 Tel.028-623-2267
	不動産鑑定業者の 登録	合併日以降遅滞なく、変更登録申請書に新市が発行する住所変更の証明書等を添付して提出してください。	県地域振興課 土地利用調整班 Tel.028-623-2267

## ◆ その他

分類	項目	必要な手続き等	窓口
電気	電気料金	住所変更の手続きは必要ありません。	東京電力(株) 栃木カスタマーセンター Tel.0120-995-111
	契約関係		
電話	電話番号に関する 住所	住所変更の手続きは必要ありません。	NTT東日本栃木支店 総務担当 Tel.028-632-4311
金融機関 (市内、又は 町内に本支店 のある機関)	預金通帳、証書等	原則、住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、当座預金、融資取引等のある方は、お取引の金融機関によっては、手続きが必要となる場合がありますので、詳細については各金融機関にお問い合わせください。	各金融機関の窓口
	キャッシュカード	住所変更の手続きは必要ありません。	

## 公立小中学校の名称について

新市の学校名については、現行の「〇〇市（町）立」の部分「栃木市立」に統一し、それ以下の名称については現行のとおりです。具体的な名称は下表のとおりです。

### ○公立小中学校の名称

	現行の名称	合併後の名称
現・ 栃木市	栃木市立栃木第一小学校	栃木市立栃木第一小学校(変更なし)
	栃木市立栃木第二小学校	栃木市立栃木第二小学校(変更なし)
	栃木市立栃木第三小学校	栃木市立栃木第三小学校(変更なし)
	栃木市立栃木第四小学校	栃木市立栃木第四小学校(変更なし)
	栃木市立栃木第五小学校	栃木市立栃木第五小学校(変更なし)
	栃木市立南小学校	栃木市立南小学校(変更なし)
	栃木市立大宮南小学校	栃木市立大宮南小学校(変更なし)
	栃木市立大宮北小学校	栃木市立大宮北小学校(変更なし)
	栃木市立皆川城東小学校	栃木市立皆川城東小学校(変更なし)
	栃木市立吹上小学校	栃木市立吹上小学校(変更なし)
	栃木市立千塚小学校	栃木市立千塚小学校(変更なし)
	栃木市立寺尾中央小学校	栃木市立寺尾中央小学校(変更なし)
	栃木市立寺尾南小学校	栃木市立寺尾南小学校(変更なし)
	栃木市立国府南小学校	栃木市立国府南小学校(変更なし)
	栃木市立国府北小学校	栃木市立国府北小学校(変更なし)
	栃木市立栃木東中学校	栃木市立栃木東中学校(変更なし)
	栃木市立栃木西中学校	栃木市立栃木西中学校(変更なし)
	栃木市立栃木南中学校	栃木市立栃木南中学校(変更なし)
	栃木市立東陽中学校	栃木市立東陽中学校(変更なし)
	栃木市立皆川中学校	栃木市立皆川中学校(変更なし)
栃木市立吹上中学校	栃木市立吹上中学校(変更なし)	
栃木市立寺尾中学校	栃木市立寺尾中学校(変更なし)	
大平町	大平町立大平東小学校	栃木市立大平東小学校
	大平町立大平南小学校	栃木市立大平南小学校
	大平町立大平西小学校	栃木市立大平西小学校
	大平町立大平中央小学校	栃木市立大平中央小学校
	大平町立大平中学校	栃木市立大平中学校
	大平町立大平南中学校	栃木市立大平南中学校
藤岡町	藤岡町立部屋小学校	栃木市立部屋小学校
	藤岡町立藤岡小学校	栃木市立藤岡小学校
	藤岡町立赤麻小学校	栃木市立赤麻小学校
	藤岡町立三鴨小学校	栃木市立三鴨小学校
	藤岡町立藤岡第一中学校	栃木市立藤岡第一中学校
	藤岡町立藤岡第二中学校	栃木市立藤岡第二中学校
都賀町	都賀町立合戦場小学校	栃木市立合戦場小学校
	都賀町立家中小学校	栃木市立家中小学校
	都賀町立赤津小学校	栃木市立赤津小学校
	都賀町立都賀中学校	栃木市立都賀中学校